

印

印

袋とじ裏表紙  
も同様に

3通へ割印

## 共同体協定書

構成員  
の印

### (目的)

第1条 当共同体は、次の業務を共同連帶して営むことを目的とする。

- (1) 読谷村公募に係る読谷村立小学校整備に係る基本計画策定並びに民間活力導入可能性調査業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。）の受注。
- (2) 前号に附帯する業務。

構成員  
の印

### (名称)

第2条 当共同体は、商号又は名称・商号又は名称 共同体（以下「共同体」という。）と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を 代表者の住所 に置く。

提出日

### (成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、令和 年 月 日 に成立し、業務の委託契約の履行後 3カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受託することができなかったときは、当共同体は、前項の規定に関わらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

### (構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

構成員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者

構成員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者

#### (代表者の名称)

第6条 当共同体は、**代表者の商号又は名称、代表者氏名** を代表者とする。

#### (代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、業務の実施に関し、当共同体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに受託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

#### (構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名 割合 ..... %

会社名 割合 (3.0以上) ..... %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

#### (運営委員会)

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の実施の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完成に当たるものとする。

#### (構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い当共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

#### (取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、**銀行等の名称 支店名** とし、共同体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

#### (決算)

第12条 当共同体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

#### (利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

#### (欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

#### (権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

#### (業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

#### (構成員の除名)

第16条の2 当共同体は、構成員のうちいざれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合には、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

#### (業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

#### (代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

#### (解散後のかし担保責任)

第18条 当共同体が解散した後においても、当該業務にかしがあったときは、各構成員が共同連帶してその責に任ずるものとする。

#### (協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

以上、共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、うち1通を読谷村に提出し、残り2通は各自所持するものとする。

提出日		
令和 年 月 日	代表者 住 所	会社印
	商号又は名称	印
	代 表 者	
構成員 住 所		
	商号又は名称	会社印
	代 表 者	印



